

広島県厚生農業協同組合連合会

ソーシャルメディア利用に関するガイドラインについて

平成 26 年 11 月 1 日

フェイスブックやツイッター、ブログなどのソーシャルメディアが普及したことに伴い、近年、ソーシャルメディアの不適切な利用により大きな問題に発展するケースが散見されます。

このような状況を踏まえ、本会では、ソーシャルメディアを有効な情報交換ツールと捉え、正しく活用するための運用方針として、本会関係者のソーシャルメディア利用にあたり『ソーシャルメディア利用に関するガイドライン』を制定しました。

1. ソーシャルメディアの定義

ソーシャルメディアとは、ブログ・ツイッター・フェイスブック・電子掲示板・ホームページ等に代表されるインターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする伝達手段を指します。

2. 適用範囲

本ソーシャルメディア利用に関するガイドラインは、所属する組織や雇用の形態に関わらず、本会の業務に従事する全ての人に対して適用されるものです。

3. ソーシャルメディア利用にあたっての心構え

- (1) 適用対象者は、本ソーシャルメディア利用に関するガイドラインをふまえて行動する。
- (2) 情報発信にあたり、著作権・肖像権・商標権などの各種法令、本会の定める規程等を遵守する。
- (3) 業務上知り得た機密情報を開示・漏えいしない。

(4)以下の点を十分に理解し、慎重にかつ正確性に留意して情報を発信する。

- ① インターネット上へは不特定多数の利用者がアクセス可能であること
- ② 一度インターネット上に公開した情報は、完全には削除できないこと
- ③情報発信には、自己・本会・第三者等の評判を高め、低下させる影響力があること

(5)発信した情報が本会の評価になることを意識する。

(6)ソーシャルメディア利用者の意見に傾聴する。

(7)発信される情報に混乱が生じている場合は、静観する姿勢をもつ。

(8)本会に対し否定的・中傷的な投稿を見つけた場合、個人の判断で反論せず担当部署へ報告する。

4. ソーシャルメディアユーザーのみなさまへ

本会の職員ならびに本会の業務に従事する全ての者がソーシャルメディアで発信する情報は、必ずしも全てが本会の公式発表・見解を示すものではありません。

本会の公式発表・見解については、公式ホームページをご覧ください。

本会のアカウントに対して、以下のような行為はご遠慮ください。ユーザーの行為が以下のいずれかに該当する場合、コメントを削除させていただく場合があります。

- ・本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいするもの
- ・本会または第三者の名誉、信用を傷つけたり、誹謗中傷するもの
- ・本会または第三者の著作権、肖像権、知的財産権を侵害するもの
- ・法令や公序良俗に反するもの
- ・その他、本会が合理的理由により不適切と判断するもの

本ソーシャルメディア利用に関するガイドラインは予告なく変更される場合があります。